

省エネ再エネ高度化投資促進税制(うち省エネ関係)の廃止に伴う対応(お知らせ)

令和2年12月22日

資源エネルギー庁

令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会実現のため、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととしており、税制面においても、必要な支援をしていくこととしています。

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標の実現に向けて、企業の投資を促進するため、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制を創設することから、省エネ再エネ高度化投資促進税制のうち高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は発展的に解消し、令和3年3月31日をもって廃止されることとなりました。ただし、令和3年3月31日までに、省エネ促進税制においては経済産業局等から確認書の交付を受けた法人等が、また連携省エネ税制又は荷主連携省エネ税制においては経済産業局等から連携計画の認定を受けた法人等が、令和4年3月31日までに設備取得した場合には、従前どおり税制の適用が受けられる経過措置が講じられます。

1. 経過措置期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

2. 経過措置の対象となる場合

① 省エネ促進税制

青色申告書を提出する個人・法人であって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づく定期報告書の「事業者クラス分け評価制度」の評価が直近2年度で連続してSクラス評価であった特定事業者、特定連鎖化事業者等又は認定管理統括事業者等が、令和3年3月31日までに、確認書の交付を受けた場合において、令和4年3月31日までに、省エネ法上の中長期的な計画に記載された高度省エネルギー増進設備等を取得する場合。

② 連携省エネ税制及び荷主連携省エネ税制

青色申告書を提出する個人・法人であって、令和3年3月31日までに、省エネ法上の連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた場合において、令和4年3月31日までに、当該計画に記載された工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等又は荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等を取得する場合。

3. 留意事項

申請書を経済産業局等へ提出後1ヶ月程度を目処に、省エネ促進税制の確認書又は連携省エネルギー計画・荷主連携省エネルギー計画の認定書が交付されます。本経過措置は、令和3年3月31日までに交付を受けることを要件としておりますので、余裕を持って申請頂きますよう、あらかじめご理解ください。

(参考)

申請・相談窓口

交付・認定に係る申請や今回の措置に関する相談は、申請者の本社所在地を管轄する経済産業局等にて受け付けます。

Web サイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/

(本資料のお問合わせ先)

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

電話:03-3501-9726(直通)